

「美濃加茂市立下米田保育園の民営化」に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和4年12月6日

美濃加茂市では、美濃加茂市立下米田保育園（以下「下米田保育園」といいます。）について、民営化の受け手となる事業者の公募を令和5年度に予定しています。

そこで、民営化に向けた課題解決を目的に、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、下米田保育園の業務内容や募集要件、民営化の条件等についてのご意見をお聞きするサウンディング型市場調査を実施します。是非ご参加いただきますようお願いいたします。

美濃加茂市健康こども部こども未来課

1 対話の名称

「美濃加茂市立下米田保育園の民営化」に関するサウンディング型市場調査

2 対話の目的

美濃加茂市では、下米田保育園について将来的な民営化を予定しており、令和5年度に公募するにあたり、下米田保育園の業務内容や募集要件、民営化の条件設定等に活かすことを目的に本対話を実施します。

民営化は、令和8年4月を予定しています。

なお、本対話への応募の有無は、事業者公募における審査の採点には一切影響しません。

3 事業内容

令和8年4月開園とするため、次のような業務仕様を想定しています。

<施設について>

- ・事業者は、現在の下米田保育園敷地を活用して新保育施設を建設する（令和6年度設計、令和7年度着工、完成を想定）。なお、当該敷地は無償貸付とする。（資料1参照）
- ・市は、事業者の保育施設建設に対して、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「美濃加茂市民間保育所に対する補助金交付要綱（平成27年美濃加茂市告示第51号）」に基づく補助金を支払う。（補助金資料1、補助金資料2参照）
- ・市は、保育施設完成後に既存の保育施設の取り壊しを行う。（令和8年度を想定）
ただし、遊戯棟・プール・倉庫については、民営化後も利用の希望があれば取り壊し対象から除く。
- ・事業者は、その他必要な整備に係る費用を負担する。（例：園庭整備、駐車場整備等）

今回の対話においていただいた事業者の皆様のご意見も考慮したうえで、業務仕様書等を策定する予定です。参考資料として、下米田保育園の民営化と同様の事業手法で令和元年に実施した「美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業」の仕様書等を提示します。（参考資料1、参考資料2参照）

4 対象用地・施設の概要

名 称	美濃加茂市立下米田保育園	
所 在 地	美濃加茂市下米田町今 109 番地 2	
土地・延床面積	敷地面積 2,706.670 m ² 延床面積 528.25 m ²	
都市計画等による制限	美濃加茂市都市政策部都市計画課にご確認ください。	
保育施設 ※②～④は事業者の希望 があれば、民営化後も利 用可能	①保育室 S47.4 竣工 建物面積 351.00 m ² ②遊戯棟 S57.3 竣工 建物面積 160.00 m ² ③プール S59.3 竣工 建物面積 28.00 m ² ④倉庫 S57.3 竣工 建物面積 12.15 m ²	
現況 ※令和4年11月現在	・美濃加茂市が保育園として運営中。※入所状況は資料3参照 ・定員：90名 ・在園児数：1才児 6 2才児 12 年少 20 年中 19 年長 22 合計 79	
美濃加茂市全域及び下米 田地区の乳幼児の状況 ※令和4年11月現在	美濃加茂市内全域	下米田地区
	0才児 429 1才児 465	0才児 15 1才児 31
	2才児 487 3才児 500	2才児 35 3才児 57
	4才児 559 5才児 558	4才児 50 5才児 56
	6才児 590 7才児 606	6才児 63 7才児 67
	8才児 598	8才児 62
下米田地区から下米田保 育園以外への通園状況 ※令和4年11月現在	私立保育園・認定こども園・幼稚園 在園児数 0才児 1 1才児 7 2才児 16 年少 24 年中 33 年長 30 合計 111	
その他	○下米田地区に隣接する可児市、加茂郡八百津町、加茂郡川辺町の人口に関する資料は、各自自治体のHPをご参照ください。	

5 対話及び事業者公募のスケジュール

実施日・期限等	項 目
令和4年12月6日（火）	実施要領を公表
令和4年12月23日（金）	現地説明会への参加申込の締切 ※希望される事業者に個別でご案内します。
令和4年12月23日（金）	個別対話（サウンディング）への参加申込の締切
令和5年1月6日（金）まで	個別対話（サウンディング）実施日時及び場所の連絡
令和5年1月16日（月） または 令和5年1月17日（火）	現地説明会予定日（希望があった場合）
令和5年1月19日（木） または 令和5年1月20日（金）	個別対話（サウンディング）の実施 ※1
令和5年2月10日（金） <予定>	調査結果の概要を公表
令和5年度中 <予定>	事業者公募（運営事業者選定プロポーザル実施要領公表）
	事業者選定（一次審査、二次審査）、最優先候補者決定
	無償貸借の議決又は報告、条例改正

※1 個別対話（サウンディング）について、日程の都合が悪い方は調整しますのでご連絡ください。

6 対話の内容（対話において、お聞きしたいと考えている事項）

資料1から資料5、参考資料1、2を事前にご確認のうえ、「民営化」の趣旨を踏まえて、主に次の項目についてご意見やご要望をお聞かせください。また、一部の項目だけのご意見・ご要望でも構いません。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

（1）主な対話の項目

- ①現保育園を運営しながら、新保育園を建築する場合の懸念事項はありますか。
- ②既存の施設（遊戯棟、プール、倉庫）を活用する考えはありますか。
- ③現保育園の定員は90人であり、過去の入所状況は資料3のとおりです。近年の低年齢保育の需要の高まりや資料4、資料5の人口動態等をふまえると民営化後の定員を市としては120人から150人までと検討していることについて、ご意見をください。
加えて、事業者が想定する保育園とする場合の定員と0才から5才までのそれぞれの人数、認定子ども園とする場合の定員と1号と2・3号の人数を教えてください。（両方または一方）
- ④地域住民の要望として、保育園と地域との交流を希望しています。運営の中で、地域交流を行うことは可能と考えますか。また、地域交流を行う場合は、どのような活動を考えていますか。
- ⑤下米田保育園の保育の継承（引継ぎ）について、人員派遣（人数や職位）や引継ぎ期間等はどのように考えていますか。
- ⑥その他事業参画にあたって、市に考慮してほしい事項などご意見をください。

（2）対話の進め方

対話は、上記項目に基づいて個別に実施します。参加された民間事業者の皆様からご説明いただき、それを踏まえて、市側の質問等にお答えいただきます。

なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

7 対話の手続き

(1) 現地説明会の開催

サウンディング参加申込者が現地において事業概要等の説明を希望する場合は、現地説明会を開催します。

※現地説明会への参加は、個別対話への参加条件ではありません。

日 時	<u>※日時は、申込後に個別に調整します。(1月16日または17日を予定)</u>
場 所	下米田保育園

(2) 個別対話(サウンディング)・現地説明会への参加申込

対話への参加を希望される方は、別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、期日までに次の申込先へEメールにてご提出ください。

申込期間	令和4年12月6日(火)～ 12月23日(金)午後5時まで
申 込 先	美濃加茂市 健康こども部 こども未来課 E-Mail: kodomo@city.minokamo.lg.jp 【留意事項】メール件名は「サウンディング参加申込」としてください。

※現地説明会への参加を希望される場合は、参加申込書の「現地説明会の申込み」欄に必要事項を記入して下さい。

(3) 個別対話(サウンディング)の実施日時及び場所の連絡

対話への参加申込のあった法人の担当者あてに、令和5年1月6日(金)午後5時までに実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 個別対話(サウンディング)の実施

対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、次の日時・場所にて個別に行います。

日時	令和5年1月19日(木)または 令和5年1月20日(金) <u>※日時は、申込後に個別に調整します。</u>
場所	美濃加茂市健康のまち1丁目2番 美濃加茂健康プラザ1階 研修室②
所要時間	45分程度
対象者	事業の実施主体となる意向を有する民間事業者
対話の内容	6(1)を参照

8 留意事項

(1) 参加資格

対話への参加資格は、「美濃加茂市立下米田保育園の民営化」事業の実施主体となる意向を有する法人で、次の要件を全て満たしているものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す

る暴力団又は美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者に該当しないこと。
- ④ 美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（平成19年美濃加茂市訓令甲第24号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 次のいずれかの保育事業の経営又は運営実績がある社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社等であること。ただし、ウ及びエについては2年以上の実績を要する。

ア 認可保育所又は認定こども園

イ 認可幼稚園

ウ 認可小規模保育所、認可家庭的保育所又は認可事業所内保育所

エ 認可企業主導型保育所

（2）参加及び対話内容の扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、双方の発言とも、何ら約束するものではありません。

（3）対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する全ての費用は、参加された民間事業者の皆様の負担とします。
- ・対話の実施に際して、特に説明資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合は、提出分として計4部ご持参ください。

（4）追加対話への協力

- ・必要に応じて、追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

（5）実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、民間事業者等の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、概要を市HP等で公表します。
- ・公表内容については、事前に参加事業者へ確認を行います。
- ・参加事業者等の名称は、公表しません。

9 参加申込・問い合わせ先

美濃加茂市 健康こども部 こども未来課 担当：松岡・柴田
〒505-8606 美濃加茂市健康のまち 1丁目2番 みのかも健康プラザ
TEL 0574-28-1131
E-Mail: kodomo@city.minokamo.lg.jp

10 添付資料

資料1 地図（字図、航空写真図）

資料2 保育の内容に関する全体的な計画

資料3 令和元年度から令和4年度までの入所状況

資料4 R2美濃加茂市統計書 第3-1表 地区別人口の推移

資料5 美濃加茂市人口ビジョン 一部抜粋

補助金資料1 令和5年度保育関係予算概算要求の概要 一部抜粋

補助金資料2 美濃加茂市民間保育所に対する補助金交付要綱（平成27年10月1日告示第51号）

参考資料1 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式
実施要領 ※

参考資料2 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式
実施要領に係る仕様書 ※

※参考資料1及び参考資料2に関しては、令和元年に実施した「美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業」で使用した仕様書等であり、令和5年度に予定している下米田保育園民営化に係る仕様書等ではありません。

(別紙 参加申込書)

「美濃加茂市立下米田保育園の民営化」に関する サウンディング型市場調査参加申込書

法人名		
法人所在地		
担当者	部署・役職名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

現地説明会の申込み	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
-----------	-------------------------------	--------------------------------

個別対話（サウンディング）の希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。 （2か所記入してください。）				
月 日（ ）	<input type="checkbox"/> 9～12 時	<input type="checkbox"/> 13～15 時	<input type="checkbox"/> 15～17 時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい
月 日（ ）	<input type="checkbox"/> 9～12 時	<input type="checkbox"/> 13～15 時	<input type="checkbox"/> 15～17 時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい

個別対話（サウンディング）参加予定者	
氏名	部署／役職

※ 対話の実施日時は、原則令和5年1月19日（木）又は1月20日（金）の午前9時～午後5時（終了時刻）とします。

※ 参加希望日及び時間帯を実施日時内で2か所記入してください。

※ 参加申込書受付後、調整の上、実施日時及び場所をEメールにてご連絡します。
（都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。）

※ 対話に出席する人数は、3名以内としてください。